

「知的財産推進計画 2016」の各施策の取組状況

2016年10月
内閣府
知的財産戦略推進事務局

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築・・・P 1
2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進・・・P 3

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

1. 知財教育・知財人材育成の充実・・・P 6
2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進・・・P 8

第3. コンテンツの新規展開の推進

1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化・・・P 10
2. アーカイブの利活用の促進・・・P 13

第4. 知財システムの基盤整備

1. 知財紛争処理システムの機能強化・・・P 14
2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化・・・P 16

注記

※各項目の頁番号は、「知的財産推進計画2016」本文の頁番号

※取組内容の後の【数字】は、「知的財産推進計画2016」工程表の項目番号

※取組内容中の（ ）内金額は、平成29年度要求額または平成28年度補正予算額、

[]内金額は、平成28年度予算額又は平成27年度補正予算額

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築（P6～13）

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）など新たな技術の発達などによるイノベーション促進に向けて、知財の保護と利用のバランスに留意しつつ、柔軟な解決を図ることができる新たな著作権システムの構築が必要。また、人工知能による自律的な創作物（AI創作物）等が生まれていることを踏まえ、新しい時代に対応した知財システムの在り方について検討を進めることが必要。併せて、深刻化する国境を越えたインターネット上の悪質な知財侵害行為に対する対応強化が必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築
 - ② 新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築
 - ③ デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策

【関係府省の主な取り組み】

《デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築》（P11）

- ① 柔軟性のある権利制限規定について、ニーズの明確性や正当化根拠の精査及び権利制限の柔軟性を高めることの効果と影響の分析をした上で、権利制限による対応の是非や規定の柔軟性の度合いも含め、具体的な制度設計について、次期通常国会における著作権法改正法案の提出を視野に文化審議会著作権分科会において検討。（文部科学省）【1】
- ② 著作権者不明等の場合の裁定制度について、一定の公的機関を対象に、補償金の事前供託ではなく、権利者判明時の支払いが可能となるよう、次期通常国会における著作権法改正法案の提出を視野に検討。（文部科学省）【3】
- ③ 「拡大集中許諾制度に関する調査研究」を実施し、同制度の課題や我が国における既存の法体系等との関係について検討を行い、平成28年度末までに報告書を取りまとめ予定。（文部科学省）【4】
- ④ 著作物の適法利用を促進し、我が国文化の発展及び経済価値の増大に資するため、権利情報を集約したプラットフォームの構築に向けた実証事業実施のため平成29年度予算要求中。（1.9億円〔新規〕）（文部科学省）【4】
- ⑤ 地域発コンテンツ海外流通基盤整備事業費補助金（J-LOP）による支援対象コンテンツについて、権利許諾が円滑に行われるための権利情報データベースへの登録や活用を通じた効果的なコンテンツ海外展開体制を構築する等の環境整備を実施。（8.2億円の内数、60.0億円の内数（H28補正）〔6.5億円の内数〕）（経済産業省）【4】

《新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築》（P12）

- ⑥ 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の枠組みにおいて「新たな情報財検討委員会」

を設置し、データ・人工知能（A I）等新たな情報財の保護・利活用の在り方について、著作権・産業財産権・その他の知的財産全てを視野に入れて検討。

（内閣府）【9】

- ⑦ 年度末までに、A I 技術により人を介さずに創作が行われる時期を予測しつつ、A I を利用した発明を現行特許法で保護する可能性等を整理。また、産業財産権を有する物品の3Dデータについて、主に間接侵害の観点から整理。（経済産業省）【9】
- ⑧ 新たに立ち上げた「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」において、データベースの知的財産保護の在り方と、それに対応する制度について検討。（経済産業省）【9】
- ⑨ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に「データ流通環境整備検討会」を立ち上げ、その下に設置する「A I、I o T 時代におけるデータ活用WG」において、個人情報を含めたデータの流通や利活用を促進する観点から、例えば、本人自らの意志でデータを管理・流通させる仕組み「P D S (Personal Data Store)」や、いわゆる「情報銀行」などの考え方について検討し、本年度中に一定の方向性を取りまとめ。

（内閣官房）【10】

《デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策》（P 1 3）

- ⑩ リーチサイト対策について、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の実態を整理するとともに、現行法との関係や課題について検討。（文部科学省）【13】
- ⑪ オンライン広告に関する実態調査を実施するとともに、効果的な対応策を検討すべく、広告関係団体等と協議。（4.3 億円の内数 [3.8 億円の内数]）（経済産業省）【13】
- ⑫ 放送コンテンツのオンライン不正流通の実態及び対策に関する海外動向の調査研究を実施し、本調査研究を通じて放送局、プラットフォーム等関係者による対応策の在り方について年度内を目途に検討。（総務省）【13】
- ⑬ インターネット上の著作権侵害対策ハンドブックを活用したセミナーや侵害発生国・地域における著作権普及啓発イベント・セミナーを開催する他、海外における著作権侵害等に関する実態調査を実施。（1.2 億円 [0.8 億円]）（文部科学省）【13】
- ⑭ 平成 28 年度産業財産権制度問題調査研究事業において、ネットワーク関連発明について、国境を跨ぐ侵害行為に対する現行法での保護の可能性を整理するとともに、我が国における特許権の適切な保護の在り方を検討。（経済産業省）【13】

2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進（P 14～22）

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- 「つながる」ことがキーワードとなる第4次産業革命時代には、オープン・イノベーションを念頭に置き、オープン&クローズ戦略を軸として、多様な手法を駆使した知財マネジメントを実施していくことが重要。そのために、オープン・イノベーションにつながる産学連携及び産産連携をさらに活性化させるとともに、知的財産権として権利化すべきものは確実に権利化しつつ、標準化や営業秘密としての秘匿化を含め、プロイノベーションの知財システムを構築していく必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 産学・産産連携の機能強化
 - ② 戦略的な標準化
 - ③ 営業秘密の保護強化
 - ④ 知財マネジメント人材等の育成

【関係府省の主な取り組み】

≪産学・産産連携の機能強化≫（P 16）

- ① 競合関係にある複数企業等であっても研究成果の共有・公開が可能な基礎研究領域（非競争領域）において、民間資金とのマッチングファンドにより産学共同研究、人材育成等を実施。平成28年度は13件の申請中4件を採択。平成29年度についても新規採択を実施すべく予算要求中。（14.0億円[7.0億円]）（文部科学省）【15】
- ② 急成長する大学発ベンチャーを3年間で創出すべく、経営人材と研究者のチームによる研究開発と事業育成が一体となった支援を引き続き実施するとともに、若手研究者等にアントレプレナーシップ教育を行ったうえで、顧客意見のフィードバックによるビジネスモデルの仮説検証サイクルを経験させ、起業等のイノベーション創出支援事業への移行を促進する取組を新たに実施するため予算要求中。（23.2億円[21.1億円]）（文部科学省）【17】
- ③ 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）により、「マッチングプランナー」22名を全国5つのブロックに分けて配置し、JSTの保有するネットワーク等を全国的に活用することで、地域企業のニーズと当該ニーズ解決のために最適な大学等の技術シーズのマッチングを図り、事業化に向けた初期段階までの支援を実施。平成27年度から事業を開始し、これまでに621件を採択。（15.6億円[8.6億円]）（文部科学省）【18】
- ④ 派遣先地域のニーズの掘り起こし・シーズ掘り起こしを行いつつ、地域の金融機関及び専門家等とのネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する「事業プロデューサー」を平成28年10月以降3地域に順次派遣。（1.2億円[1.0億円]）（経済産業省）【18】
- ⑤ 農林水産・食品分野とさまざまな分野との連携により、革新的な研究開発を行い、商品

化・事業化につなげる新たな産学連携研究の仕組みである「知」の集積と活用の場づくりを推進しており、次年度も引き続き推進すべく予算要求中（2.8億円の内数[2.3億円の内数]）。また、民間企業にとってリスクのある商品化・事業化の基盤となる革新的な技術開発に対して、リスクを軽減するマッチングファンド方式による研究開発を支援しており、次年度も引き続き支援すべく予算要求中。（24.5億円の内数[17.3億円の内数]）（農林水産省）【21】

- ⑥ 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が大学等に対して行う外国特許出願支援において、申請書に「技術移転活動計画」等の記載を求め、真に社会実装に向かっている案件について重点的に支援を実施。（24.4億円の内数[23.4億円の内数]）

（文部科学省）【25】

- ⑦ 大学における「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（仮称）」（本年秋に策定予定）の実行状況調査や、各大学の産学連携活動活性化のための戦略構築を行うべく予算要求中（1.8億円[新規]）。加えて、平成28年7月より大学関係者等の有識者で構成された検討委員会において、大学自身による内部評価の在り方について検討中であり、平成28年度中に報告書を策定予定。（経済産業省）【28】

- ⑧ AI（人工知能）やIoTの活用により飛躍的な生産性の向上を図るため、民間の斬新なアイデアを活用しつつ、家畜疾病の早期発見や収穫ロボットの高度化など、新しい技術体系を創造するための研究開発について、平成28年度補正予算にて実施（117億円の内数）。また、農林水産政策上特に重要な研究開発課題（AIの活用等）について重点的に委託研究プロジェクトを推進すべく予算要求中。（52.4億円の内数[38.0億円の内数]）（農林水産省）【35】

《戦略的な標準化》（P19）

- ⑨ スマートマニュファクチャリング、IoT社会実現に向けた住宅設備連携、生活支援移動ロボットの非接触センシング等に関する国際標準化の獲得を国立研究開発法人と連携して実施中（平成28年度実施案件：47件）。（42.0億円[41.4億円]）

（経済産業省）【36、40】

- ⑩ 中堅・中小企業等の標準化の推進のため、先端技術等に対応する「新市場創造型標準化制度」を活用し、平成28年10月11日までに20件の国内標準（JIS）化を決定。また、中堅・中小企業等向けに標準化に関する戦略的な活用についてのセミナーを継続的に実施中。（経済産業省）【37】

- ⑪ 認証機関の「新輸出大国コンソーシアム」への参加（平成28年10月24日現在、（一財）日本品質保証機構及び（一財）電気安全環境研究所が参加）や、海外の規制や認証に関する情報提供体制の整備等（29.8億円の内数[新規]）により、海外展開を目指す企業の海外認証取得支援を実施。（経済産業省）【38】

- ⑫ 国際標準化機関での議長等を担う専門人材育成のため、若手対象の「ISO/IEC国際標準化人材育成講座」を年2回実施（延約70人卒業見込）。また、平成29年度開始を目指し、日本規格協会を中心に、経営層、標準化専門家、弁理士などの裾野人材向けに標準化に関する新たな資格制度を検討中。（経済産業省）【39】

- ⑬ 膨大な数の I o T 機器を迅速かつ効率的に接続する技術、異なる無線規格の I o T 機器や複数のサービスをまとめて効率的かつ安全に接続・収容する技術等の共通基盤技術を確立し、国際標準化を推進することを目的とする「I o T 共通基盤技術の確立・実証」を継続的に行うべく予算要求中。(4.0 億円 [3.5 億円]) (総務省)【40】
- ⑭ 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等推進のため、規格等策定のための検討会や普及のための説明会等の支援、国際機関等との連携・調整、海外への情報発信等の支援を実施。研修やモデル認証事業等の普及活動を拡充し予算要求中。(1.2 億円、0.5 億円 (H28 補正) [0.9 億円])。(農林水産省)【41】

《営業秘密の保護強化》(P20)

- ⑮ 平成 28 年 6 月に第 2 回営業秘密官民フォーラムを開催するとともに、関連資料の公表や説明会等を通じて、普及、啓発のため情報共有を実施。
(経済産業省、警察庁、法務省)【47、48】
- ⑯ 大学が学生と雇用契約を締結する等によって企業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に管理できるようにするための「大学における秘密情報の保護ハンドブック」を本年 10 月に公表予定。(経済産業省)【44】
- ⑰ 営業秘密管理のワンストップ支援の拡充のため、平成 27 年 2 月に独立行政法人工業所有権情報・研修館 (I N P I T) に新設された営業秘密・知財戦略相談窓口での相談業務を継続するとともに、全国で「営業秘密・知財戦略セミナー」を開催中。また、営業秘密・知財戦略ポータルサイトにて、e ラーニングコンテンツを提供。
(経済産業省)【45】
- ⑱ 営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証円滑化のため、平成 28 年度内のサービス提供開始に向けて、営業秘密情報等に関する電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期間保管するシステムの設計・開発を実施中。
(経済産業省)【46】

《知財マネジメント人材等の育成》(P21)

- ⑲ 中小・ベンチャー企業のグローバルな事業戦略において知的財産マネジメントが重要な役割を果たした事例等をもとに独立行政法人工業所有権情報・研修館 (I N P I T) において研修プログラム、教材等を作成。今後普及セミナーを実施予定。
(経済産業省)【50、51】
- ⑳ 企業経営者等を対象とした、研修プログラムの策定、知財ケースファイル等の教材開発、検証研修等を実施。今年度中に研修プログラムとして完成させ、民間での活用を図る予定。(経済産業省)【51】

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透（P24～27）

1. 知財教育・知財人材育成の充実

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- 知財教育の現状として、例えば現行学習指導要領には各教科等の特質に応じた創造性の涵養につながる力の育成が盛り込まれており、さらには知的財産に関する科目の全学必修化を採用する大学も知られているものの、初等中等教育の教科間の連携が不十分であること、教員を助ける手立てが不足していること、先進的な取組を実施する大学が一部に限られること等の課題も存在。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ①小中高等学校、大学等における知財教育の推進
 - ②地域・社会と協働した学習支援体制の構築
 - ③知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備

【関係府省の主な取り組み】

≪小中高等学校、大学等における知財教育の推進≫（P26）

- ① 発達段階に応じて、新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の意義（保護・活用の重要性）に関する理解を育むという方向で学習指導要領の改訂を実施。学習指導要領の改訂に向けて、平成28年中に中央教育審議会において答申を受け、その後、文部科学省における改訂、周知・徹底、教科書作成等を経て、平成32年度より小学校から順次、新学習指導要領を実施予定。（文部科学省）【52】
- ② 知的財産教育に関する現状及び必修化を採用する大学等の取組について、国立大学工学部長会議等の各種会議で紹介し、各大学における取組を促進。また個別大学の取組状況等についてヒアリングを行い、特色ある取組を把握するとともに、必要に応じて助言を行うことなどにより各大学の自主的な取組を支援中。（文部科学省）【53】
- ③ 経営系専門職大学院で学ぶすべての学生が取得すべきと考えられる学習内容や共通的な到達目標を定めたコアカリキュラムを策定するに当たり、知財を含めたコア科目の在り方について、検討中（ビジネス分野：神戸大学、MOT分野：山口大学）。また、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて、法科大学院における優れた知財関係の先導的取組（北海道大学等）を評価して公的支援を加算するプログラムを実施。（文部科学省）【53】

≪地域・社会と協働した学習支援体制の構築≫（P26）

- ④ 地域・社会との協働のための学習支援体制の構築を支援するための「知財教育推進コンソーシアム（仮称）」の平成28年度内構築に向け、有識者、関係団体及び関係府省からのヒアリング並びに知財教育に関連するコンテンツ収集等を継続中。

（内閣府）【54】

- ⑤ 地域社会と一体となった知財教育を展開するための「地域コンソーシアム（仮称）」の構築を促進するためのモデル地域を複数選定すべく、有識者からのヒアリング及び各地方における実践例の調査等を継続中。あわせて、地域コンソーシアム構築に向けた実態調査を行うべく予算要求中。(0.5 億円 [新規]) (内閣府)【55】

《知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備》(P27)

- ⑥ 平成 28 年度産業財産権制度問題研究「知財教育に資する教材のあり方に関する調査研究」において、有識者による委員会を開催して知財教育に資する教材等の在り方を検討し、28 年度末に報告書を取りまとめ。(2.5 億円の内数 [2.8 億円の内数])。

(経済産業省)【56】

2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進（P 28～35）

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- 我が国の競争力の底上げや地域経済の活性化を通じた地方創生のため、知財活用の普及・浸透は重要な課題。中小企業を「知財活用挑戦型」と「知財活用途上型」に分けて、特性に応じた中小企業の知財戦略の強化を図ってきたが、中小企業の知財意識の啓発とともに、支援施策自体へのアクセス性の改善が必要。農水分野においては、技術流出対策も含めた知財マネジメントの推進や海外における知財侵害対策の一層の強化が必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動
 - ② 知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化
 - ③ 知的財産の権利化・標準化、その活用の支援
 - ④ 海外展開の強化
 - ⑤ 農林水産分野等における知財戦略の推進

【関係府省の主な取り組み】

《知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動》（P 30）

- ① 平成28年4月に知財総合支援窓口事業を独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に移管するとともに、知財総合支援窓口における弁理士・弁護士等の専門家の活用の拡充や、他の中小企業支援機関との連携を強化。また、中小企業と接点の多い商工会・商工会議所等の中小企業支援関係者や金融機関に対してセミナー等を開催（平成28年度は50回開催予定）。（経済産業省）【60】

《知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化》（P 31）

- ② 知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）を活用し、中堅・中小・ベンチャー企業に寄り添って、包括的な特許情報分析や知財競争力分析等に基づいた知財経営支援を行う取組について、今年度中に試行開始。
（経済産業省）【63】
- ③ 中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」して、金融機関からの融資につなげる包括的な取組として、知財ビジネス評価書作成支援（年間約150件）、知財融資促進のためのマニュアルの作成、知財金融シンポジウムの開催（平成28年度3地域）等の取組を実施。（経済産業省、金融庁）【65】

《知的財産の権利化・標準化、その活用の支援》（P 32）

- ④ 地域の出願人等の制度ユーザーの利便性向上や知的財産の未活用企業への普及啓発を目的として、平成28年度は近畿・中部・中国・九州の4地域において、出張面接審査やシンポジウム等と組み合わせて巡回特許庁を実施。（経済産業省）【68】

- ⑤ 本年 4 月の料金改定については、本年度、10 万部以上のパンフレットを全国の知財総合支援窓口、商工会議所、商工会等に送付して周知を実施。今後の料金改定については、今般の料金改定の効果・特許特別会計の収支への影響を見極めた上で検討。手続の簡素化については、法制面、情報システム面の課題を整理した上で、可能な限り早期に実施予定。(経済産業省)【69】
- ⑥ よろず支援拠点の全国本部に設置しているサポートチームに弁護士等を加え、知財紛争に関する相談対応をバックアップする体制を整備。(経済産業省)【70】

《海外展開の強化》(P33)

- ⑦ 中小企業の外国出願費用の助成(平成28年度9月末時点で366件採択)、海外での模倣品対策、海外での訴訟費用の助成、海外における事業化支援等、中小企業の保有する知的財産の権利取得から権利行使・権利活用まで一気通貫の支援を実施。
(経済産業省)【72】

《農林水産分野等における知財戦略の推進》(P33)

- ⑧ 地理的表示(GI)保護制度(平成27年6月施行)の活用を促進し、GIを活用したジャパンブランドの輸出に貢献するため、普及啓発、活用支援、ビジネス化支援、海外での侵害対策等からなる総合的な支援を実施しており、次年度も引き続き総合的な支援を行うべく予算要求中。(1.9億円[1.7億円])(農林水産省)【77】
- ⑨ 農林水産省と特許庁が協力し、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)の知財総合支援窓口を活用して地理的表示保護制度や種苗の育成者権等の農林水産業に係る知的財産の相談も受け付ける体制を整備するとともに、地方農政局等と経済産業局特許室及び知財総合支援窓口との連携を強化。また、知財総合支援窓口担当者を対象とした研修に農林水産省から講師を派遣し、地理的表示保護制度等の説明を行う。
(農林水産省、経済産業省)【78】
- ⑩ 我が国で開発された優良な品種が海外で無断で増殖されないようにするため、海外出願マニュアルの作成、相談窓口の設置、海外品種登録経費の支援からなる緊急対策を28年度補正予算にて実施(3.0億円)。また、引き続き海外品種登録経費の支援を行うとともに、植物品種等の保護環境を整備すべく予算要求中。(0.8億円[新規])
(農林水産省)【80、81】

第3. コンテンツの新規展開の推進

1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化（P 36～45）

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- 日本のコンテンツ産業の成長を現実のものとしていくためには、海外市場におけるコンテンツの売上増大のみならず、異業種の海外展開への寄与や訪日外国人旅行者の増加といった波及効果を生み出すことが重要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① コンテンツと非コンテンツの連携強化
 - ② 継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組
 - ③ コンテンツ産業基盤強化のための取組
 - ④ 模倣品・海賊版対策

【関係府省の主な取り組み】

《コンテンツと非コンテンツの連携強化》（P 40）

- ① 本年度中を目途に、クールジャパン官民連携プラットフォームにおいてマッチングフォーラムを開催。（内閣府）【86】
- ② 本年度中に「クールジャパン拠点構築検討会」の取りまとめを行う他、平成28年度補正予算において、クールジャパン拠点同士のネットワーク化に係る実証事業を実施。（内閣府）【87】
- ③ ものづくり・観光事業者等と連携して、広域展開を念頭においたコンテンツづくりを行う取組への支援を実施（平成28年度18件）。（5.0億円 [1.5億円]）
（経済産業省）【88】
- ④ 放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業（観光業、地場産業、他のコンテンツ等）、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、放送コンテンツを制作、発信等する取組を支援（平成28年度大規模型15件、小規模型21件）。（3.0億円、13.4億円（H28補正） [2.2億円、12.0億円（H27補正）]）
（総務省）【88、90】
- ⑤ ビジット・ジャパン関連事業において、7月にパリで開催された「JAPAN Expo」等日本のポップカルチャーのイベントへのビジット・ジャパンプースの出展や、9月にロサンゼルスで開催された食のイベント「The Taste」へのJETROと連携したビジット・ジャパンプースを出展等の取り組みを実施。（117.4億円 [84.8億円]）
（国土交通省）【90】
- ⑥ 映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、日本各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、引き続き国内外へ発信。（0.2億円 [0.2億円]）（文部科学省）【92】

《継続的なコンテンツ海外展開に向けた支援》（P 4 1）

- ⑦ 放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業（観光業、地場産業、他のコンテンツ等）、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、放送コンテンツを制作、発信等する取組を支援（平成 28 年度大規模型 15 件、小規模型 21 件）。(3 億円、13.4 億円 (H28 補正) [2.2 億円、12 億円 (H27 補正)])
(総務省)【88、90】(再掲)
- ⑧ 日本コンテンツの海外展開促進のため、字幕・吹き替え等の現地化（ローカライズ）や国際見本市への出展、広告出稿等のプロモーション費用の補助を実施。平成 27 年度補正での実施率は 85%（745 件、平成 28 年 9 月時点）。(60.0 億円 (H28 補正) [66.9 億円 (H27 補正)]) (経済産業省)【92】
- ⑨ 映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保等を図るため、映画の国際共同製作に対し引き続き製作費の支援を実施(平成 28 年度 4 件)。(3.1 億円 [2.0 億円]) (文部科学省)【92】
- ⑩ J-L O P による支援対象コンテンツについて、権利許諾が円滑に行われるための権利情報データベースへの登録や活用を通じた効果的なコンテンツ海外展開体制を構築する等の環境整備を実施。(8.2 億円の内数、60.0 億円の内数 (H28 補正) [6.5 億円の内数]) (経済産業省)【87、88】
- ⑪ 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）を活用し、我が国の魅力ある商品・サービスの海外需要開拓を行う事業へのリスクマネー供給等を支援（平成 28 年度 3 件、約 9 億円）。(経済産業省)【90】
- ⑫ 国際交流基金を通じ、日本文化紹介の観点から、広範な層に対して影響力のある映像コンテンツについて、相手国のニーズも踏まえつつ、アニメーション、ドラマを含むテレビ番組を提供。平成 28 年 10 月 5 日時点、48 カ国 171 番組の放送開始が確定。また、文化無償資金協力を通じ、開発途上国のテレビ局における日本の教育・ドキュメンタリー番組の整備を支援。(外務省)【91】

《コンテンツ産業基盤強化のための取組》（P 4 3）

- ⑬ 本年 10 月、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の下に「映画振興施策に関する検討会議（タスクフォース）」を設置し、映画製作への支援、海外展開支援、ロケ誘致等について年度内を目途に検討。(内閣府)【89、92、105】
- ⑭ 米国の映画・映像製作関連の教育機関への留学や、トップクラスの海外映画制作会社等での実務研修（インターン）を支援する事業を実施するとともに、国際的なコンテンツ制作のノウハウなどに関するセミナーを開催し、国際実務に精通する関係者のネットワーク構築を推進。(8.2 億円の内数 [6.5 億円の内数]) (経済産業省)【98】
- ⑮ 新進芸術家海外研修制度により、クリエイターなど約 60 人を海外に派遣し、実践的な研修に従事する機会を提供することにより、我が国の優れたコンテンツを生み出す人材を育成。(3.4 億円 [3.4 億円]) (文部科学省)【98】
- ⑯ 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」についてフォローアップ調査を実施するとともに、あわせて周知啓発を行うことにより、放送コンテンツ製作現

場に適切な利益還元が図れる環境を整備していく予定。(総務省)【101】

- ⑰ 本年7月にアニメ分野における下請ガイドライン改訂版を公表。今後は、業界団体と共催で説明会等を開催し、改訂版下請ガイドラインの周知徹底を図る。広告・印刷については、引き続き業界団体と連携しつつ、下請ガイドラインの普及啓発のためのセミナーを行うなどして取引適正化に努める。(経済産業省)【101】
- ⑱ 映像コンテンツの海外展開促進にあたっての契約の在り方や、多様な資金調達の方法について、諸外国の状況も整理しつつ、事業者からのヒアリングや有識者による検討会を実施し検討。(8.2億円の内数 [6.5億円の内数]) (経済産業省)【105】
- ⑲ 映画制作に係る資金調達方法における課題について、関係者(映画会社、制作会社、映画監督、弁護士等)からヒアリングを実施。今後、ヒアリング結果を精査の上、具体的な対応について検討。(金融庁)【105】

《模倣品・海賊版対策》(P44)

- ⑳ 各産業界からの要望を踏まえ、日中間を始めとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣等を通じ、模倣品・海賊版や冒認商標出願といった知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施。(4.3億円の内数 [3.8億円の内数]) (経済産業省)【106】
- ㉑ 各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進。また、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や検索サービス提供事業者等との連携に向け、必要に応じて支援を実施。(4.3億円の内数 [3.8億円の内数]) (経済産業省)【106】
- ㉒ 途上国・新興国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、国際機関(世界税関機構等)や産業界との協力等を通じて技術協力を実施。(1.4億円 [1.1億円]) (財務省)【106】
- ㉓ 中国・韓国等との二国間協議や侵害発生国の取締機関職員等を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナー、侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査を実施するとともに、著作権法制担当者や集中管理団体職員等を対象研修やセミナーを国内外で実施(一部予定)。また、普及啓発のためのイベント・セミナーを海外において実施(一部予定)。(1.2億円 [0.8億円])
(文部科学省)【106】

2. アーカイブの利活用の促進

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- 分野・地方に応じたアーカイブ連携モデルの構築と推進策の検討とともに、アーカイブの利活用促進を図るため、メタデータのオープン化の推進等の取組が必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① アーカイブ間の連携の促進
 - ② 分野ごとの取組の促進
 - ③ アーカイブ利活用に向けた基盤整備

【関係府省の主な取り組み】

≪アーカイブ間の連携の促進≫（P 48）

- ① アーカイブの利活用の促進に向けた連携を図るため、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会を開催し、関係府省等間で情報共有、意見交換を実施。また、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するため、関係府省、国立国会図書館及び主要分野のアグリゲーター等を含めた実務者協議会を開催し、取組推進策について年度内を目途に検討。

（内閣府、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省）【107】

- ② 国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとの連携に関しては、文化遺産オンラインの一部のメタデータ連携に向けた検討を実施し、今年度中の一部連携の実現を目指す。また、メディア芸術データベースについても、文化庁と国立国会図書館との間で検討を開始。その他の分野のアーカイブとの連携については、実務者協議会において、引き続き課題抽出を行い、今後取り組むべき具体的な方策について年度内を目途に検討。

（国立国会図書館、文部科学省、総務省）【108】

≪分野ごとの取組の促進≫（P 49）

- ③ 書籍等分野においては、国立国会図書館サーチの連携拡張に係る実施計画に基づき、各図書館等のデジタルアーカイブとの連携を強化。（国立国会図書館）【111】

≪アーカイブ利活用に向けた基盤整備≫（P 50）

- ④ 実務者協議会の下に「メタデータのオープン化等検討ワーキンググループ」を設置し、メタデータのオープン化、サムネイル／プレビューの取扱いなどについて検討。この検討結果に基づき、「メタデータのオープン化等に関するガイドライン」を今年度取りまとめる予定。（内閣府、国立国会図書館）【116】
- ⑤ 美術館等において、展示する著作物の解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータが利用できるよう、次期通常国会での著作権法改正法案の提出を視野に、関係者の意見を踏まえ、権利制限規定の見直しを検討。（文部科学省）【118】

第 4. 知財システムの基盤整備

1. 知財紛争処理システムの機能強化（P 5 2～5 7）

【「知的財産推進計画 2016」の記述（概要）】

- 知的財産に関する多種多様な紛争を迅速かつ的確に解決することは、知的財産を活用したイノベーション創出の基盤であり、経済のグローバル化が進展する中、その重要性は増大。これを受けて、「知財紛争処理システム検討委員会」において、証拠収集手続、損害賠償額、権利の安定性、差止請求権の在り方、中小企業への支援や地方における知財司法アクセス等について議論を行い、課題や今後の方向性について取りまとめ。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 紛争処理システムの機能強化
 - ② 知財紛争処理システムの利用支援
 - ③ 知財紛争処理に関する情報公開・海外発信

【関係府省の主な取り組み】

≪知財紛争処理システムの機能強化≫（P 5 5）

- ① 適切かつ公平な証拠収集手続の実現、ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現、権利付与から紛争処理プロセスを通じた権利の安定性の向上などに向けた総合的な対応について、平成 28 年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得ることを目途に、特許制度小委員会にて検討中。

（経済産業省）【1 2 3、1 2 4、1 2 5】

≪知財紛争処理システムの利用支援≫（P 5 6）

- ② 2016 年度より運用が開始した海外知財訴訟費用保険制度の中小企業への普及を促進するため、同保険制度を実施する中小企業等を会員とする全国団体と連携し、中小企業に対する同制度の情報を積極的に発信。（経済産業省）【7 0】
- ③ 知財紛争処理の実績の有無から弁理士を検索する方法を含め、日本弁理士会の提供する弁理士ナビを地方の中小企業等に向けて周知。（経済産業省）【7 0】
- ④ 民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務が法定の基準・要件に適合しているかどうかに関する審査事務を行うとともに、裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を広く国民に提供すべく、予算要求中。（0.1 億円の内数 [0.1 億円の内数]）

（法務省）【1 2 7】

≪知財紛争処理に関する情報公開・海外発信≫（P 5 7）

- ⑤ 経済・ビジネス・知財関係法令をはじめ、翻訳整備計画に基づく英訳法令 522 本をホー

ムページ(日本法令外国語訳データベースシステム)において公開(本年8月末現在)。
また、法務省における法令翻訳のチェック体制を充実すべく予算要求中。(1.4億円[1.0
億円])(法務省)【128】

2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化（P56～62）

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- 我が国で特許を取得すれば、その審査結果が海外でも通用して、海外で権利を速やかに取得できるように、引き続き「世界最速・最高品質の審査」の実現に向け、審査官の確保等の特許審査体制の整備・強化を図るとともに、我が国の審査結果の国際的な発信や我が国知財システムの普及等の国際連携を推進。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 世界最速・最高品質の審査の実現
 - ② 国際連携の推進
 - ③ 特許行政サービスの質向上

【関係府省の主な取り組み】

≪世界最速・最高品質の審査の実現≫（P60）

- ① 権利化までの期間を平均14か月以内とする目標の達成や、審査の質の維持・向上のため、審査体制の整備・強化を図るべく平成28年度は1,702名の定員を確保の上、外国文献を含む先行技術文献調査の下調査を拡充。現在、平成29年度機構定員・予算要求中。（259.8億円 [260.2億円]）。（経済産業省）【129】

≪国際連携の推進≫（P61）

- ② インド、タイの新人審査官の研修講師として特許審査官を派遣。また、新興国等の知財関係者を対象とした招へい研修を実施中。28年度は、アセアン加盟国の特許審査官等を対象とした特許審査基準コース等の計25コースの招へい研修を実施予定。
（経済産業省）【137】
- ③ 本年4月よりベトナムと特許審査ハイウェイ（PPH）を開始。また、PPHの運用が不透明であったインドネシア、タイについて現地の実態調査を行うとともに、インドネシアについては庁内の運用マニュアルの策定に協力しPPHの運用改善に寄与。今後対象拡大に向けてブラジル等の新興国と協議を実施予定。（経済産業省）【139】
- ④ 日米協働調査試行プログラムについて、平成28年8月より公開前の出願も申請可能とする要件緩和を実施。また、平成28年6月の五大特許庁会合にて、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の国際調査において各庁審査官が協働して審査を行う枠組みについての試行開始に合意。PCT協働調査の試行開始に向けて、今後実務レベルで調整予定。（経済産業省）【140、141】
- ⑤ 我が国が署名済・発効済のEPA/FTAには、程度の差はあるものの、知的財産の保護について記載。引き続き、署名に至ったTPPを始めとする、アジア・太平洋地域、欧州等の各国・地域とのEPA/FTAを、戦略的に推進し、知的財産の保護が図られるよう働きかけを実施。また、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）の規定を有効に活用し、実効的な法執行の確保に努める。（外務省）【143】

《特許行政サービスの質向上》（P 6 2）

- ⑥ 人工知能技術を活用した更なる業務の高度化・効率化の可能性についての委託調査により、今年度末までに、特許行政事務におけるA Iの適用可能性を網羅的に調査し、適用可能な業務についてロードマップを作成予定。(3.0億円 [1.0億円])。

(経済産業省)【1 4 5】

以上